

第3章 分野別の基本方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本的な方向性

- ・地域の特性にあった土地利用の推進
- ・都市施設の適正な配置
- ・土地利用の規制及び誘導體制の充実
- ・安心して暮らせる居住環境の創出
- ・豊かな田園環境の保全と活用
- ・自然環境の保全と活用

(2) 基本方針

1) 地域の特性にあった土地利用の推進

- ・歴史や文化など各地域の特性を生かした土地利用の具体化を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。

2) 都市施設の適正な配置

- ・各地域の土地利用状況や今後の開発計画等を分析し、道路・公園・下水道等の都市施設の整備を計画的に進めるとともに、長期未着手施設の適切な見直しを行います。
- ・中心市街地や拠点施設へのアクセス強化とともに、地域・地区間の交流と連携の強化を図るため、誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築を目指します。
- ・少子高齢化社会に向け、都市機能を集積したコンパクトなまちづくりを目指し、商業・業務施設、医療・福祉施設、教育施設、公共公益施設等を都市交流拠点へ立地誘導します。
- ・多様で質の高いライフスタイルの実現を目指し、バリアフリー化の推進により全ての人が社会参加できるユニバーサル社会を支えるまちづくりを促進します。

3) 土地利用の規制及び誘導体制の充実

- ・市街化区域については、良好な市街地環境を形成するため、住居系・商業系・工業系の土地利用が適正に配置された機能的かつ活気あるまちづくりの実現を目指し、用途地域や地区計画制度等を活用し、建築物の規制・誘導を図ります。
- ・大規模集客施設等については、中心市街地及び幹線道路沿道において適正な立地誘導を行います。
- ・空き家、空き施設、跡地等の利活用については、地域住民との連携による効果的な空き家対策等の検討を行います。
- ・市街化調整区域については、「たつの市土地利用計画」により土地利用動向や土地の利便性に応じた土地利用のゾーニングを行い、地区計画制度や特別指定区域制度を活用し、地域活力の再生や地域振興の工場、流通業務施設などの適正な誘導を図ります。また、点在する既存工場や事業所については、開発許可基準の弾力的な運用により事業拡張及び発展を促進します。
- ・西播磨高原都市計画区域及び都市計画区域外については、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)」の区域ごとに示されている地域環境形成の方向性を踏まえ、自然と調和した地域環境の形成を目指します。
- ・土地取引の円滑化及び土地に係るトラブルの未然防止を図り、土地所有者の財産を保全するとともに、公共事業の円滑な実施、土砂崩れや水害等の災害復旧工事への早期対応に活用するため、地域住民の協力のもと、地籍調査事業を推進します。

4) 安心して暮らせる居住環境の創出

- ・誰もが安全で安心して暮らせるように、防災や交通安全、福祉に配慮した整備を図り、安全性の向上に努めるとともに、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備を図ることにより、快適な居住環境づくりを目指します。
- ・たつの市防災マップや兵庫県CGハザードマップ等の周知、活用により、市民の防災意識の向上、減災対応の促進を図ります。
- ・土砂災害や浸水被害等災害の発生のおそれがある区域及び防災上脆弱な区域については、新たな建築物の立地を抑制し、既存住宅等については防護対策や安全な土地への立地誘導を図ります。
- ・公営住宅については、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、必要な維持補修を計画的に進め、跡地利用についても検討します。

5) 豊かな田園環境の保全と活用

- ・河川周辺や平野部に広がる田園と点在する集落が形成する優れた田園環境を保全します。
- ・大規模な農用地区域(優良農地)やほ場整備区域などの基盤整備事業を実施した地域では、営農組合活動の推進や農産物のブランド化、6次産業化、他業種との連携を推進し、農地の保全と効率的な利用、活性化を図るとともに、良好な集落環境の維持・保全に努めます。
- ・地域の特性や居住環境に配慮しながら、農山漁村集落では地域コミュニティの維持や活性化に向け、徒歩圏内への生活利便施設等の適正な配置や就業機会の拡大を背景とした職住近接のまちづくりを目指すとともに、幹線道路沿道やインターチェンジ周辺においては、景観・背後地の土地利用などに配慮しつつ、秩序ある土地利用の規制・誘導を図ります。

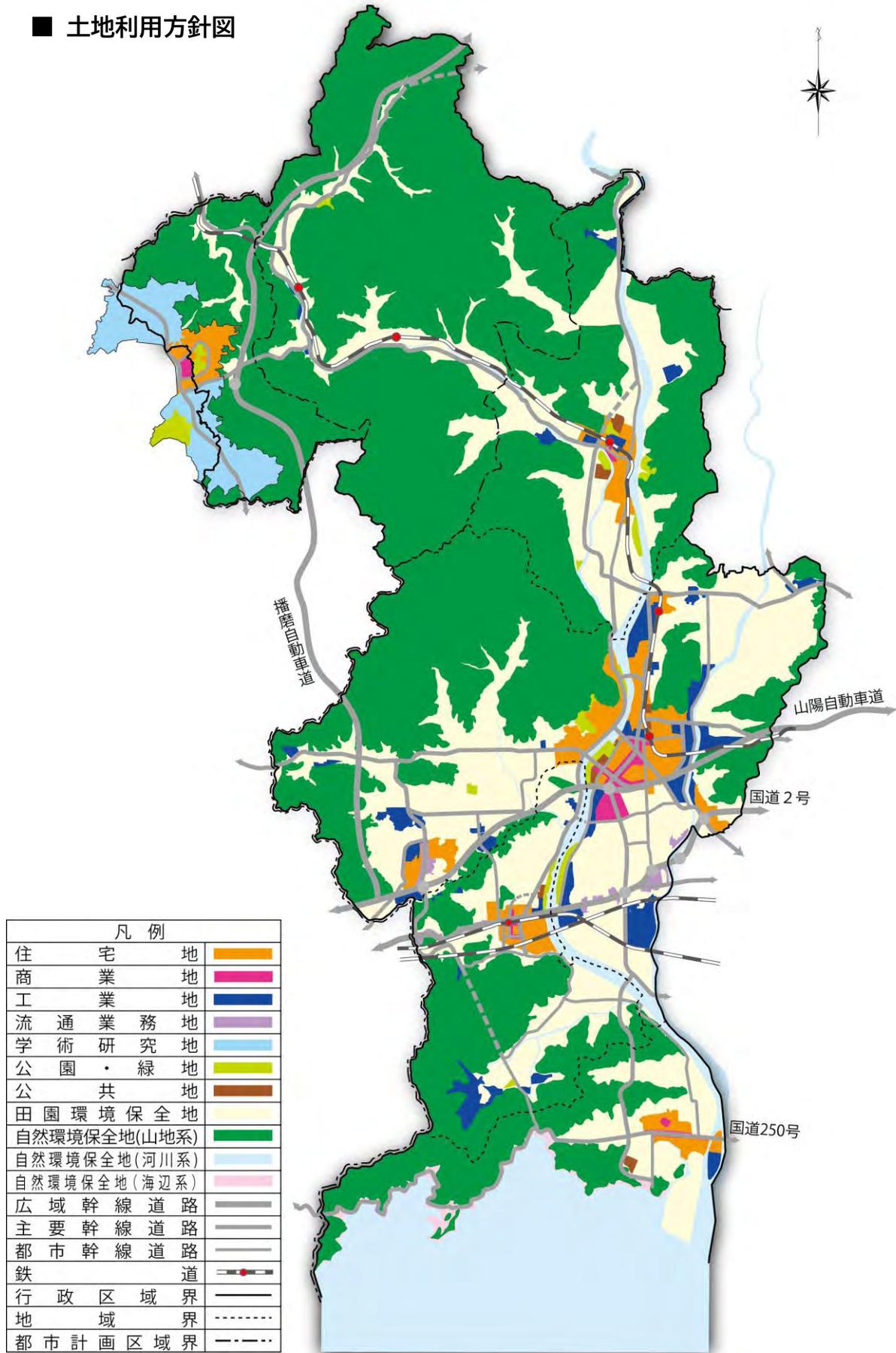
6) 自然環境の保全と活用

- ・山林・丘陵地は、林業の基盤としての機能に加え、緑地の保全、水源かん養、自然環境の保全、動植物の保護等の公益機能が発揮できるように保全に努めます。
- ・市街地の背景となる山林の保全を図るとともに、瀬戸内海国立公園や西播丘陵県立自然公園、里山林等については、恵まれた森林資源を活用し、市民と自然のふれあいの場としての維持・活用に努め、また、県民緑税を活用し、災害に強い森づくりを推進します。
- ・御津地域については、北前船寄港地・船主集落として日本遺産に認定された歴史的景観形成地区である室津地区や岩見漁港及び「七曲り」と呼ばれる美しいリアス式海岸や大浦海岸、関西随一の遠浅海岸と言われる新舞子浜を保全するとともに、歴史散策や自然景観を満喫できる観光・レクリエーション地づくりを目指します。

(3) 土地利用計画

都市的土地利用を推進する地区	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 都市交流拠点及び周辺の住宅地は、商業・業務施設と生活利便性の高い住宅地を区分し、良好な居住環境の保全に努めます。 新都市交流拠点の住宅地は、周辺の緑と調和した快適な居住環境の形成を目指します。
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> JR本竜野駅周辺から山陽自動車道龍野IC周辺、JR播磨新宮駅周辺、JR竜野駅周辺、御津総合支所など商業施設や日常生活の利便施設が集積する地域や交通利便性が高く新たな商業地として検討すべき地域を商業地と位置づけます。 主要な道路の沿道については、周辺の土地利用との調和を図りながら、商業・業務施設の立地を促進します。
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> 市内に点在する大規模な工場や企業団地などの工業集積地、工業地としての利活用が望ましい地域は、工業の振興を図る地域として工業地と位置づけるとともに、周辺の居住環境や営農環境に配慮した工業地の形成を目指します。
	流通業務地	<ul style="list-style-type: none"> 山陽自動車道龍野西IC周辺及び国道2号沿道を流通業務地と位置づけ、交通利便性を生かした流通業務施設や沿道業務施設の集積を図ります。
	学術研究地	<ul style="list-style-type: none"> 播磨科学公園都市内の学術研究機能と先端科学技術産業を有するエリアを学術研究地と位置づけ、先端科学技術産業、医療・健康福祉施設を誘導しつつ、新たな工業用地の確保に努めます。
	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園や河川敷緑地を公園緑地とし、魅力ある公園として機能の充実に努めます。
	公共地	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁施設、小・中・高等学校、認定こども園など公共地の施設機能の充実に努めます。
都市的土地利用を抑制する地区	田園環境 保全地	<ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地やほ場整備などの農業基盤整備を実施した地域では、農業生産環境の保全及び農業振興を図ります。 農村集落では、安全でゆとりある居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持や活性化を図ります。 幹線道路沿道やインターチェンジ周辺については、景観・背後地の土地利用などに配慮しつつ、秩序ある土地利用の規制・誘導を図ります。
	自然環境 保全地	<ul style="list-style-type: none"> 市域の約半分を占める森林は、水源かん養や自然災害の防止、大気浄化などの機能を果たしているため保全に努めます。 本市を南北に流れる揖保川、林田川、栗栖川の周辺は、自然環境の保全と水辺空間の活用を図ります。 瀬戸内海国立公園内の美しい海岸、山林や歴史的な町並みが残る漁村集落などの環境保全と観光資源としての活用を図ります。

■ 土地利用方針図



凡例	
住宅地	オレンジ色
商業地	ピンク色
工業地	青色
流通業務地	紫色
学術研究地	水色
公園・緑地	黄緑色
公共地	茶色
田園環境保全地	淡黄色
自然環境保全地(山地系)	緑色
自然環境保全地(河川系)	水色
自然環境保全地(海辺系)	ピンク色
広域幹線道路	太い灰色線
主要幹線道路	中太い灰色線
都市幹線道路	細い灰色線
鉄道	赤白点線
行政区境界	太い黒線
地域界	点線
都市計画区域界	点線

2. 市街地整備の方針

(1) 基本的な方向性

- ・都市交流拠点及び新都市交流拠点における都市機能の充実
- ・商業施設等の適正な立地誘導
- ・市街地における定住環境の充実
- ・工業・流通業務施設の適正な立地誘導

(2) 基本方針

1) 都市交流拠点及び新都市交流拠点における都市機能の充実

- ・都市交流拠点では、商業・業務、教育文化、医療福祉等の都市的サービスが適正に配置できるよう土地利用を誘導します。
- ・新都市交流拠点では、人と自然と科学が調和する高次元機能都市をコンセプトに、他の市町や都市交流拠点との連携のもと、優れた先端科学技術、医療・健康福祉施設などの誘導を図るとともに、地区計画制度等を活用した魅力あるまちづくりを推進します。

2) 商業施設等の適正な立地誘導

- ・都市交流拠点における商業機能の充実は、「まち」の活性化に不可欠なものであるため各地域において市民の日常生活に密着した商業施設等の立地を誘導します。
- ・都市活性化軸では、高い交通利便性を生かした大規模な複合型商業施設の適正な立地誘導を進めるとともに、都市機能の集積と活性化を目指します。特に山陽自動車道龍野IC周辺の四箇・大道地区については、新たな商業地創設のため、区画整理事業等の検討をします。

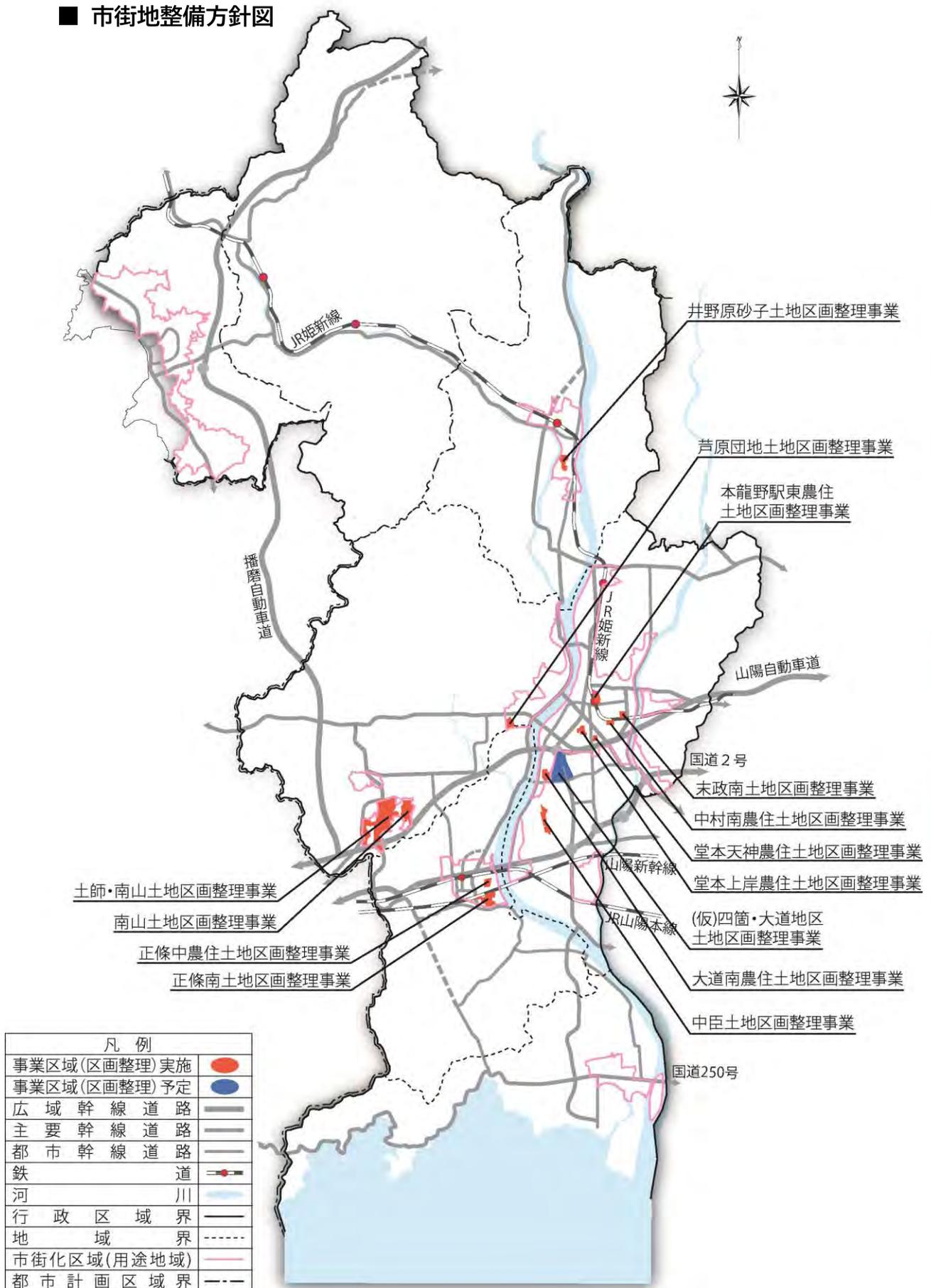
3) 市街地における定住環境の充実

- ・都市交流拠点を中心として周辺に広がる市街地については、住宅を集積させ、人口密度の維持を図ります。また、市街化区域内の農地などの低未利用地や都市基盤が脆弱な地区については、民間開発の誘導に努めます。
- ・龍野地区の歴史的景観形成地区及び重要伝統的建造物群保存地区については、歴史的町並みの保全と活用を図るとともに、老朽木造住宅の耐震化を呼びかけるなど、防災面にも配慮した居住環境の形成を目指します。
- ・播磨科学公園都市については、地区計画制度を活用することにより、魅力ある居住空間の形成を目指します。

4) 工業・流通業務施設の適正な立地誘導

- ・企業団地等の工業集積地に新たな産業を誘導し、農林水産業や地場産業との連携を深めることによる地域産業の発展、活性化を促進します。
- ・播磨科学公園都市については、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー施設SACLA、ニュースバル放射光施設などの積極的な活用により、研究開発型産業や先端科学技術関連企業の誘導を図ります。
- ・山陽自動車道龍野西IC周辺及び国道2号沿道などでは、交通の利便性を生かした流通業務施設や沿道業務施設を立地誘導します。

■ 市街地整備方針図



3. 社会基盤施設整備の方針

【交通施設】

(1) 基本的な方向性

- ・体系的な幹線道路整備の推進
- ・主要駅の周辺整備事業
- ・公共交通機能の充実

(2) 基本方針

1) 体系的な幹線道路整備の推進

・中国横断自動車道姫路鳥取線の活用

姫路市と鳥取県鳥取市を結ぶ中国横断自動車道姫路鳥取線を活用し、地域間の幹線道路網との連携による物流の強化、災害に強い広域道路ネットワークの形成を促進します。

・揖龍南北幹線道路の整備

本市を南北に貫き、国道250号と中国縦貫自動車道を直結する西播磨地域の主要な南北軸となる道路であるため、地域間の連携や人・モノ・情報・文化の交流を促進し、地域活性化に資する基盤施設として兵庫県との連携を図りながら早期整備を促進します。

・はりま・ふれあいロードの整備

山陽自動車道龍野西ICと国道250号を連絡し、播磨科学公園都市と播磨臨海部を最短で結ぶ播磨軸であり、地域間の交流を促進し、広域防災拠点を連絡する防災基幹道路でもあることから、早期整備に向け、事業主体である兵庫県に強く働きかけます。

・地域内道路の整備

歩道整備やグリーンベルト設置等、交通弱者に配慮した地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進め、市民の安全で快適な生活機能を確保します。

・既存ストックの有効活用

既存道路の適切な維持管理に努めることにより、施設の延命化や改良を図り、新たに整備する道路と併せて、効果的な道路ネットワークの形成を目指します。

・道路環境の整備

全ての人々が安心して社会参加ができ、快適に暮らせる生活環境を確保するため、歩道の設置や段差解消等のユニバーサルデザインを取り入れた整備を行います。

自転車の利用を促進するため、安全で快適な自転車の通行空間の確保のため、自転車活用推進計画を策定します。

2) 主要駅の周辺整備事業

・JR竜野駅周辺の整備

本市にある駅の中で乗降客数が最も多く、地域住民の重要な公共交通施設となっているため、より一層の利便性向上に向け、駅舎整備、駅前南北広場やアクセス道路を整備します。

・JR播磨新宮駅周辺の整備

栗栖川河川改修と併せて安全な道路の整備を推進し、旧新宮高等学校跡地については定住と都市機能の集積に資する有効利用を検討します。

・JR東鯨崎駅周辺の整備

利用者の利便性の向上を図るため、駅舎の整備を進めるとともに、周辺の土地利用に応じて用途地域の変更を検討します。

3) 公共交通機能の充実

公共交通機関は、市民の重要な交通手段として機能しており、高齢者などの交通弱者が増えているため、公共施設等へのアクセス手段として、より重要性が増しており、公共交通のバリアフリー化を推進するとともに、駅前広場までのアプローチ整備などにより、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。

・JR姫新線利用促進運動の推進

「姫新線チャレンジ300万人乗車作戦」の推進のため、市民、利用者などに更なるJR姫新線の利用を呼び掛けます。

・JR山陽本線の利便性の向上

播磨地域の大動脈であるJR山陽本線の利便性向上のため、JR竜野駅の駅舎や駅前南北広場の整備を推進し、運行本数の増加等について、沿線市町が連携してJRに働きかけます。

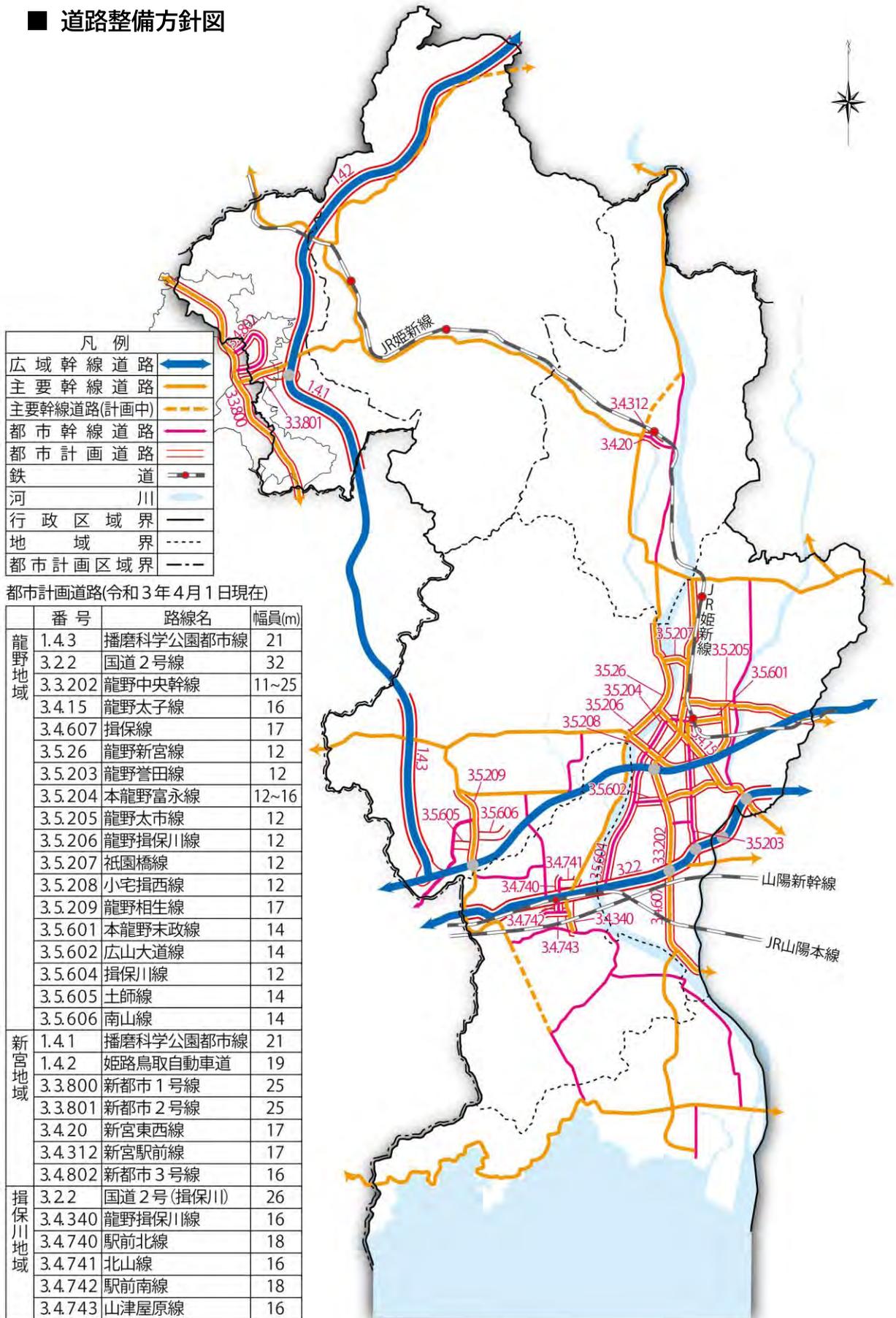
・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの運行

コミュニティバスについては、利用状況等を検証し、効率的な運行ルート、ダイヤへの見直しを行い、市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えます。また、鉄道、バスまでの移動手段を確保する支線として、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を運行し、市内の公共交通空白地域を解消します。

・新たな超小型モビリティサービス

新たな交通手段として、超小型モビリティの有用性を検証し、導入に向けた取組を推進します。

■ 道路整備方針図



【上水道、下水道及びごみ処理施設】

(1) 基本的な方向性

- ・上水道施設の適切な維持管理
- ・持続可能な下水道施設の整備
- ・ごみの適正処理の推進

(2) 基本方針

1) 上水道施設の適切な維持管理

- ・安全で安心な水の安定供給のため、上水道施設の適切な維持管理を行うとともに老朽施設の更新と併せ、施設の耐震化や送配水管の整備などを計画的に進めます。

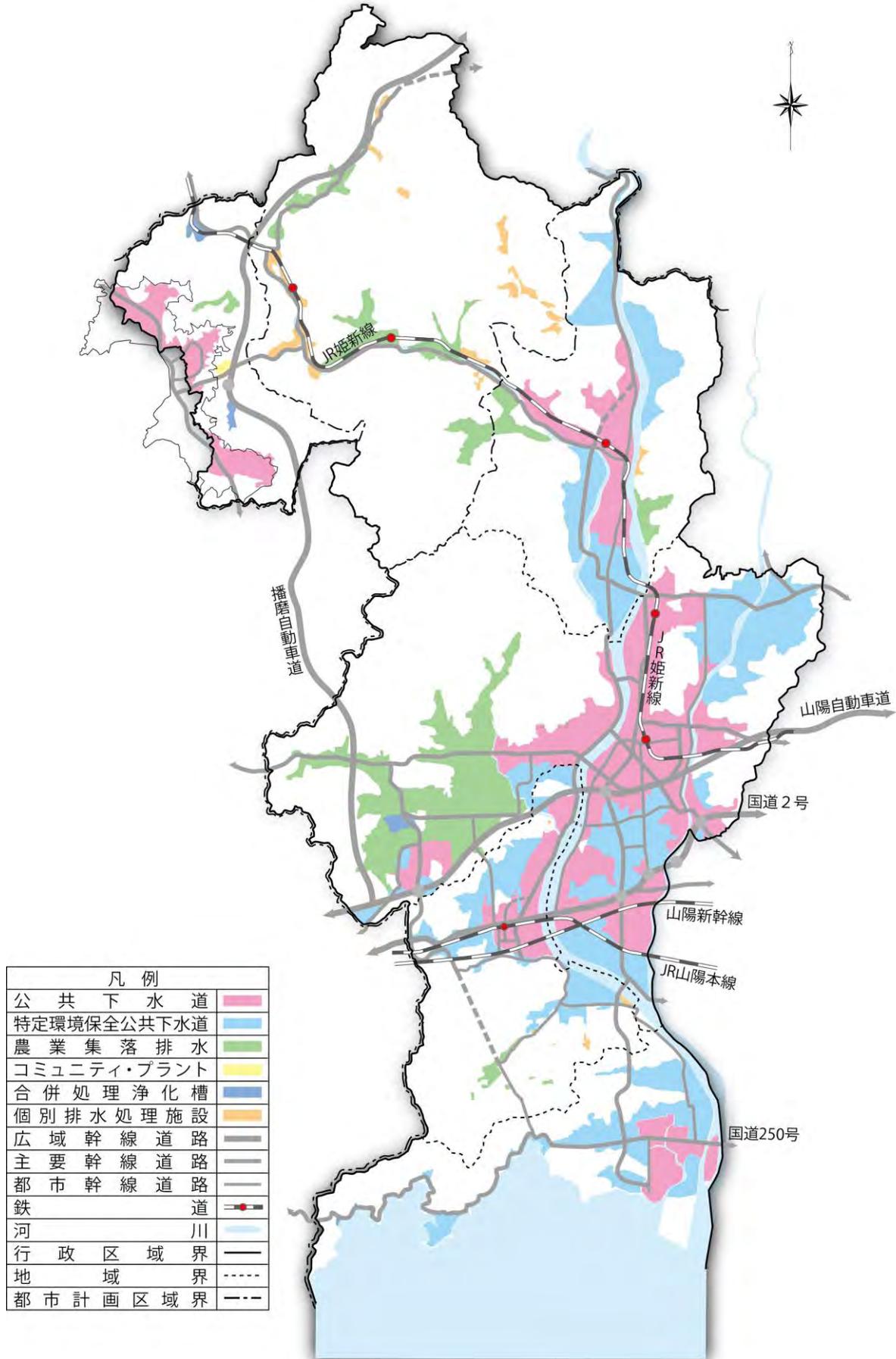
2) 持続可能な下水道施設の整備

- ・既に下水道施設が整備された区域の水洗化率の向上を図ります。
- ・下水道関連施設の適切で効率的な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の適切な更新や処理場の統廃合等を推進します。
- ・内水による都市浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線等の整備を計画的に進めます。

3) ごみの適正処理の推進

- ・ごみの減量化・再資源化のための分別排出の徹底を図ることにより再資源化・適正処理を推進し、資源循環型社会の実現を目指します。
- ・一般廃棄物最終処分場の長期的かつ安定的な稼働を維持するため、揖龍クリーンセンターの老朽化施設の更新と併せ、施設の機能改修を計画的に進めます。

■ 下水道関連施設整備方針図



4. 水と緑の整備方針

(1) 基本的な方向性

- ・河川・海辺の保全
- ・都市公園の整備
- ・山林の保全

(2) 基本方針

1) 河川・海辺の保全

- ・損保川、栗栖川、林田川といったまちの骨格を形成する河川については、広く市民に親しまれる都市緑地の整備を行い、市民が身近に利用できる親水空間を創出します。
- ・瀬戸内海国立公園内の海岸部については、海浜環境の保全に努めます。

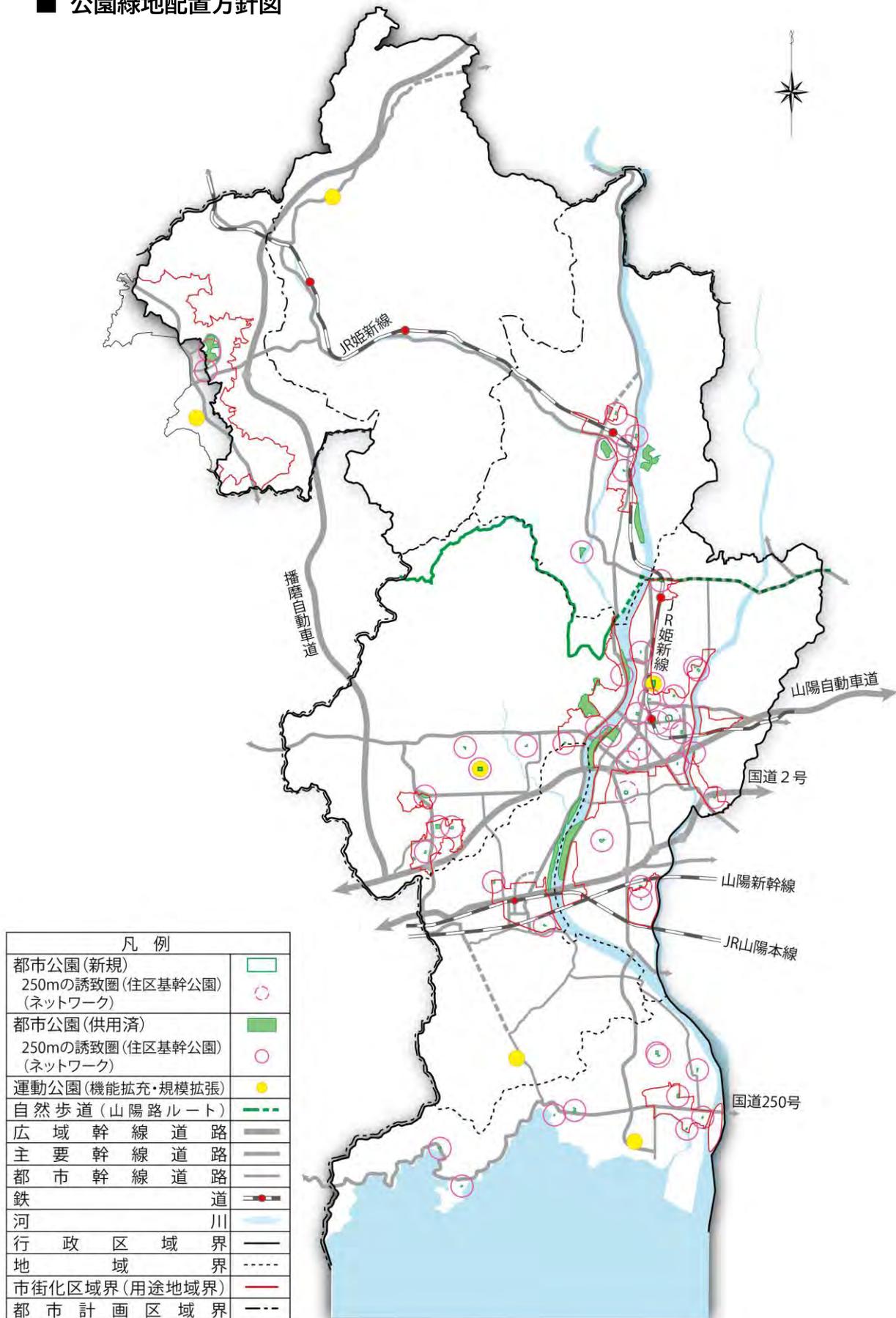
2) 都市公園の整備

- ・市民の憩いの場として、60か所129.18haの都市公園が整備されており、街区公園は46か所12.91haが整備されています。今後は、「たつの市みどりの基本計画」に基づき、公園緑地の適正な配置及び整備を行います。
- ・市民のニーズに応えるため、スポーツレクリエーション機能だけに限らず、健康増進に資する場や人々の交流の場、環境学習の場、観光レクリエーションに資する場など各種機能が複合した公園緑地として整備します。さらに、公共公益施設も含めた災害時の一時避難場所については、防災機能を高めるとともに、オープンスペースを確保します。

3) 山林の保全

- ・山林については、適正な人工林の除間伐の増進及び住宅地周辺の森林整備を推進し、森林の公益的機能の充実を図ります。
- ・西播丘陵県立自然公園については、良好な自然環境の維持・保全を図りながら、市民の自然とのふれあいの場として活用していきます。
- ・瀬戸内海国立公園については、関係機関との調整を図りながら、優れた自然植生や漁港集落と緑と海が調和した景観美を保全します。

■ 公園緑地配置方針図



5. 都市防災の方針

(1) 基本的な方向性

- ・災害対策の推進
- ・治水対策の推進
- ・災害時の避難経路・輸送経路・避難場所の確保
- ・防災体制の強化

(2) 基本方針

1) 災害対策の推進

- ・山崎断層帯地震や南海トラフ地震の発生が危惧されるため、交通基盤施設や建築物の耐震化・不燃化や津波対策を進めるとともに防災行政無線の有効活用により、情報伝達を迅速に行い、被害の拡大を防止する防災及び減災に配慮したまちづくりを目指します。

2) 治水対策の推進

- ・豪雨による河川の氾濫などの被害を防止するため、河川改修等を促進します。
- ・無秩序な開発の抑制や調整池等の設置による流出抑制、雨水幹線や排水ポンプの設置等の整備による都市浸水被害の低減、市街地での雨水貯留や地下浸透機能の確保、農地の保全などによって保水性、透水性、遊水性の向上を図り、総合的な治水対策を進めます。

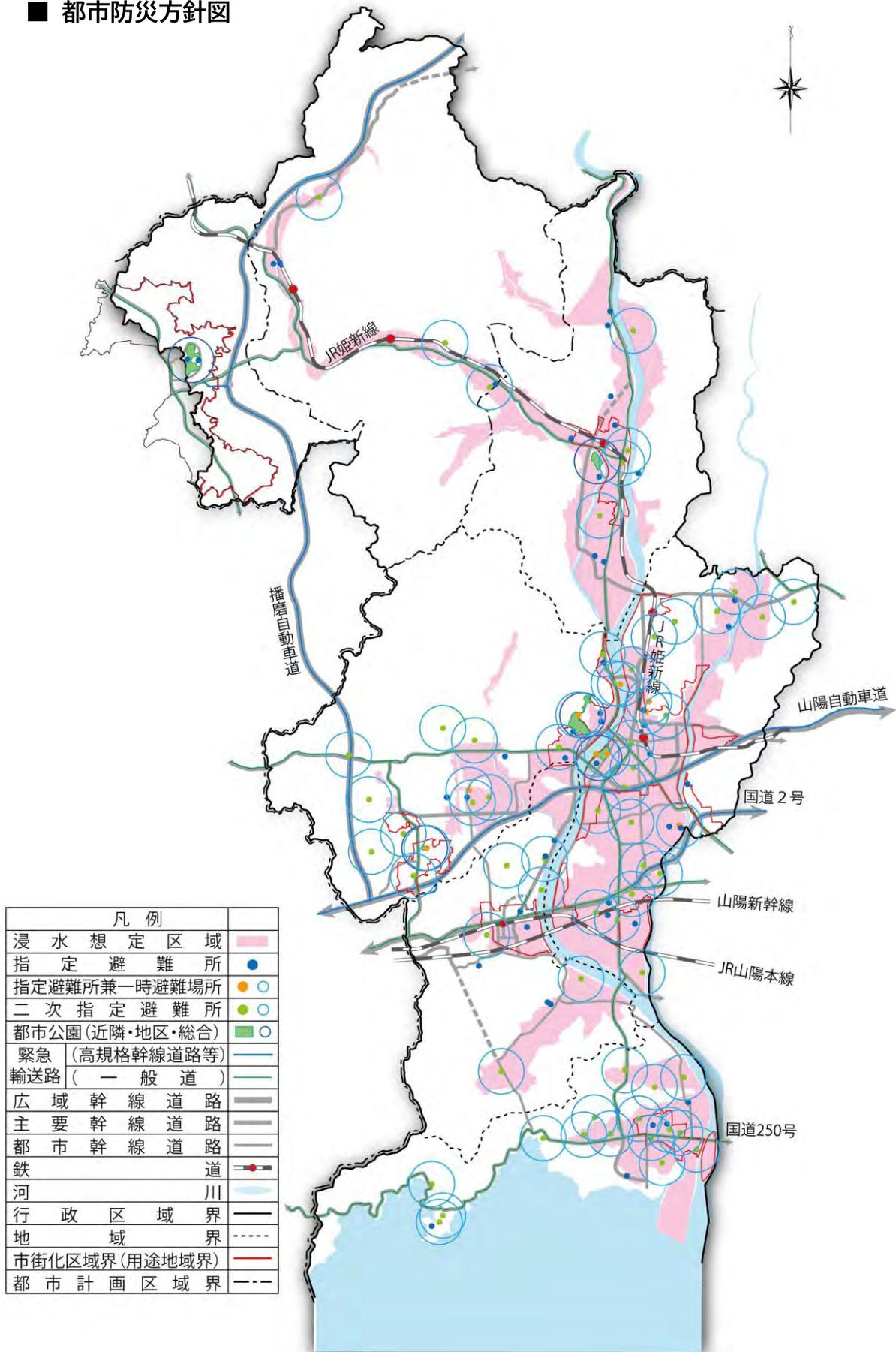
3) 災害時の避難経路・輸送経路・避難場所の確保

- ・避難路には、通学路や中心地区への主要道路を位置づけ、沿道建築物の不燃化及び耐震化、緑地帯の確保に努めるなど、防災機能の強化を図ります。また、緊急車両が通行する救援・救急動線として機能する路線を確保し、安全性・防災性の向上を図ります。
- ・物資補給及び人員動員のためのルートとして、国道、県道など主要幹線道路を位置づけ、災害時のスムーズな輸送路のネットワーク化を目指します。
- ・避難場所については、防災機能を持つ公園や街路等のオープンスペースを整備し、広域防災拠点(播磨科学公園都市)と市役所、各総合支所、指定避難所(指定緊急避難場所)等との防災ネットワークの向上に努めます。

4) 防災体制の強化

- ・「たつの市地域防災計画」に基づき、行政と防災関係機関、そして市民が一体となった防災体制を確立するために、自治会や事業所などの自主防災組織との連携を強化し、兵庫県ハザードマップやたつの市防災マップ等によって市民に災害の発生のおそれのある区域や避難場所について周知するとともに、災害に対する備えや防災意識の高揚に努めます。また、防災行政無線やSNS等の情報メディアの活用により、適切な避難を促します。

■ 都市防災方針図



6. 景観形成及び都市環境の方針

(1) 基本的な方向性

- ・都市景観の形成
- ・自然景観の保全と活用
- ・都市環境の保全

(2) 基本方針

1) 都市景観の形成

- ・田園集落地の環境・景観は、緑地空間を構成していることから、農地が持つ環境保全機能、生態系保全機能等の役割に配慮しつつ適切な保全に努めます。
- ・新宮地域については、兵庫県の緑条例の環境形成基準による規制・誘導を行い、緑豊かな環境の保全に努めます。
- ・都市交流拠点をはじめ、各拠点については、本市の顔、地域の顔としてふさわしい都市景観の形成を図るため、商業空間や歴史的資源と調和しながら地域の個性を生かした都市景観の形成を目指します。
- ・龍野地区と室津地区は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく歴史的景観形成地区に指定されています。また、龍野地区の一部については、重要伝統的建造物群保存地区にも選定されています。これらの地域は、本市の歴史と文化を象徴する地域であり、歴史的町並みの保存と活用を推進します。室津地区については、日本遺産に認定された北前船寄港地の保全と活用を推進します。

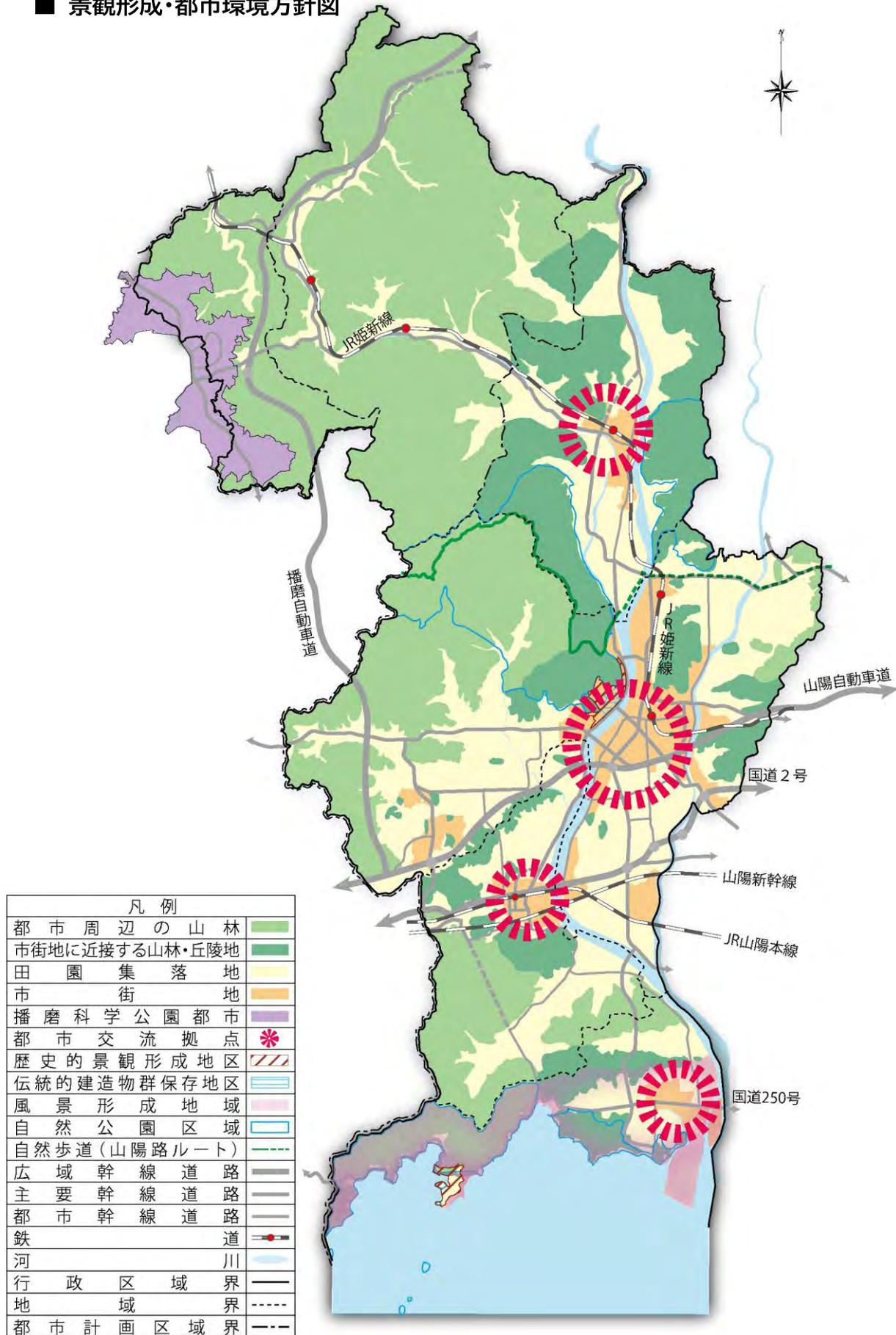
2) 自然景観の保全と活用

- ・市のシンボルとして市民に親しまれてきた緑豊かな山林や丘陵地については、自然景観を保全・活用するとともに、災害発生防止のため山林整備を推進します。
- ・揖保川は本市のシンボルであり、その貴重な自然環境を保全するとともに、治水整備においては自然再生型の整備で自然環境の連続性を創出し、かつ、スポーツ広場や親水空間など市民の憩いの場として活用を図ります。

3) 都市環境の保全

- ・より良い環境を次世代へ継承するために、市民、事業者及び行政がともに力を合わせ「たつの市環境基本計画」に基づく取組を総合的かつ計画的に推進していきます。
- ・公害の未然防止による環境汚染のない都市環境を基盤とし、鉄道やバスなど公共交通の利用によるCO2排出量の削減、再生可能エネルギーの導入等による省資源、省エネルギー、創エネルギー活動の推進、都市緑化、ごみの減量化や再資源化等を行い、都市の環境負荷の軽減に努め、人と自然が共生した持続可能な循環型社会の実現を目指します。

■ 景観形成・都市環境方針図



第4章 地域別構想

分野別の基本方針を受け、地域別構想では、地域間の関連性を土地利用の状況や発展動向等から整理し、以下に示すように区分を行った4地域について、まちづくりの目標、土地利用及び基盤施設整備などに係るまちづくりの方針を定めます。



1. 龍野地域

まちづくりの目標

(1) 地域の現況

龍野地域は、市の中央に位置し、東は姫路市と太子町、西は相生市に接しており、山陽自動車道及び国道2号による大阪・神戸方面への交通利便性が高い地域です。中心市街地には大型店舗や公共施設が集積しているほか、本地域には地場産業(醤油・素麺・皮革・乾麺)の本社や工場などが多く、地域の中核を担っています。

本地域は、JR本竜野駅及び市役所を中心に商業・業務・公共施設が立地し、その周辺には、主に住宅地を中心とした土地利用が図られています。また、土師・南山地区、播磨龍野企業団地及びその周辺地では、流通業務施設や多様な工場の集積・誘導が進められています。

(2) まちづくりのテーマ

～歴史と人が出会うまち、多様な産業のにぎわいが広がる中心市街地～

(3) まちづくりの目標

◆人々が行き交う交流拠点、にぎわう商業、集積する行政機能が共存する新たな中心市街地づくり

JR本竜野駅周辺については業務施設、教育文化施設及び商業施設の集積、市役所周辺については行政機能の集積及び機能強化により人々が集い交流し、JR本竜野駅周辺から山陽自動車道龍野IC周辺に至る幹線道路沿道については交通利便性を生かした複合型商業施設等の誘導によるにぎわいを創出することで、新たな中心市街地の形成を目指します。

◆詩情豊かな城下町、人情溢れる商家町の町並みの保全・活用による観光拠点づくり

龍野地区は歴史的景観形成地区であり、当該地区の一部は、重要伝統的建造物群保存地区にも選定されています。これらの地区においては、その歴史的町並みの保存と活用を図るとともに、童謡の里のイメージと併せた各種イベントを展開するなど、播磨の小京都にふさわしい魅力ある滞在型観光拠点づくりを目指します。

◆美しい自然環境や歴史環境と調和した住みよいまちづくり

揖保川を中心とした美しい自然環境や誇るべき歴史環境と調和した安全で安心して暮らすことのできるゆとりと潤いのある快適な居住環境の形成を目指します。

◆伝統ある地場産業と地域産業、1次産業が融合する新たな産業拠点づくり

醤油、素麺、皮革、乾麺などの古くから受け継がれた地場産業と本地域に根付く地域産業、豊かな水の恩恵を受けた1次産業が連携することにより生まれる新たな産業拠点の形成を目指します。

まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 住宅地

- ・JR本竜野駅の東側である本龍野末政線や市役所周辺の本龍野富永線沿道などを複合住宅地とし、市街地にふさわしい生活利便施設と住宅が調和した居住環境の形成を目指します。
- ・下川原地区周辺を複合住宅地とし、歴史的建造物の保存と町並みに配慮した商業施設・観光施設と住宅が調和した居住環境の形成を目指します。
- ・市街地周辺の住宅地を一般住宅地とし、小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、居住環境の保全に努めます。
- ・土師・南山地区、中霞城地区、下霞城地区や片山地区などの戸建住宅を中心とした低層な住宅地を形成している地域を専用住宅地とし、良好な居住環境の維持・保全に努めます。

2) 商業地

- ・JR本竜野駅周辺から山陽自動車道龍野IC周辺に至る幹線沿道を商業地とし、商業施設などの集客施設の立地を誘導するとともに、山陽自動車道龍野IC周辺の四箇・大道地区については、新たな商業地創設のため、区画整理事業等の検討と合わせて市街化区域への編入を検討し、新たな商業拠点づくりを目指します。
- ・JR本竜野駅周辺については、IT関連業種などの業務施設や教育文化施設の誘導を図り、駅利用者の増加と交流を創出する拠点づくりを目指します。
- ・龍野地区については、観光拠点として歴史的町並みを活用した商業施設の誘導を図ります。

3) 工業地

- ・市街地の既存の工業施設等が立地する区域や播磨龍野企業団地を工業地とし、醤油、素麺、皮革、乾麺などの地場産業の活性化を図るとともに、製造業をはじめ多種多様な産業の立地を促進します。
- ・栄・門前地区については、令和跨線橋の供用開始に伴い、計画的な土地利用を図る必要がある場合、地区計画等の活用を検討し、交通利便性を生かした工場の立地を検討します。
- ・JR東鯉崎駅周辺については、土地利用状況に応じて用途地域の変更を検討します。
- ・長尾地区、小畑地区、土師地区については、新たな地域振興のための工場の立地を促進します。

- ・損保中地区、下沖地区、奥村地区、追分地区、野部地区については、特別指定区域等を活用した跡地利用を検討し、地域産業の発展に資する工場の立地を検討します。
- ・中垣内地区、北山地区、沢田地区については、災害の危険性を考慮しつつ土地利用の動向や地元の意向を見据え、必要に応じて地域産業の発展に資する工場や流通業務施設の立地を検討します。

4) 流通業務地

- ・土師・南山地区の主要地方道竜野西インター線沿道並びに国道2号の沿道については、交通の利便性を生かした沿道商業・業務施設の誘導を検討します。
- ・山陽自動車道龍野西IC周辺から国道2号大門交差点周辺、国道2号片吹ランプ周辺及び門前交差点周辺については、交通利便性を生かした流通業務施設の誘導を検討します。

5) 公園緑地

- ・龍野公園、中川原公園、千鳥ヶ浜公園などを公園緑地とし、魅力ある公園として潤いや憩いの場を創出し、日常的な健康の増進やスポーツなどレクリエーション機能の充実を図ります。
- ・市民の身近なレクリエーション需要に対応しつつ、災害時のオープンスペースとして重要な役割を担う都市公園の充実を図ります。
- ・国民宿舎赤とんぼ荘については、市民ニーズを踏まえた利活用を検討します。

6) 公共地

- ・市役所等の官公庁施設、小・中・高等学校、認定こども園等の公共施設を公共地とし、施設機能の充実に努めます。
- ・旧龍野実業高等学校跡地等の公共施設遊休地については、地域住民等のニーズも踏まえた土地利用を促進します。

7) 田園環境保全地

- ・損保川、林田川、中垣内川や小犬丸川沿いに広がる田園と点在する集落が一体となって優れた田園環境を形成している地域を田園環境保全地とし、農業生産基盤の整備を計画的に進め、営農組合活動や農産物のブランド化、6次産業化、食料製造業や技術産業との連携などを推進し、農地の保全と効率的な利用を図るとともに、良好な集落環境の維持・保全に努めます。
- ・市街化調整区域については、人口減少、少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用した計画的な土地利用を推進します。

- ・損西東小学校、神岡小学校の周辺地については、特別指定区域制度による定住促進に努めます。
- ・山陽自動車道龍野ICから松原地区に至る損龍南北幹線道路沿道については、農業振興整備計画との調整を図りつつ、地区計画制度などを活用した沿道商業・業務施設の立地誘導を検討します。

8) 自然環境保全地

- ・鷄籠山や的場山などの山林の保全を図るとともに、西播丘陵県立自然公園や菖蒲谷森林公園及び龍野笹山見晴らしの森の里山林は、恵まれた自然資源を活用した自然とのふれあいの場としての維持、活用に努めます。
- ・損保川や林田川、山根川などの河川については、防災上の観点から河川改修を促進するとともに、河川敷については、親水性を重視した空間として整備・活用に努めます。

(2) 市街地整備の方針

【都市交流拠点】

JR本竜野駅、市役所及び山陽自動車道龍野ICを中心とした市街地を本市の中心核とし、本市の中核機能を担うため、商業、業務、教育文化、医療、福祉、行政機能などの多様な施設の集積を図ります。

また、城下町・町家の景観を残す龍野地区の歴史的景観形成地区や重要伝統的建造物群保存地区の貴重な町並みを、歴史と文化を象徴する地区として保存と活用に努めます。

住居系

- ・市街化区域内農地については、民間開発を誘導し、潤いのある良好な居住環境の形成を目指します。
- ・龍野地区については、歴史的建造物及び町並み景観を保全するとともに、耐震補強などの防災面にも配慮した居住環境の形成を目指します。

商業系

- ・JR本竜野駅周辺から山陽自動車道龍野IC周辺に至る幹線沿道の商業・業務施設集積ゾーンについては、交通利便性を生かした複合型商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、商業拠点づくりを目指します。
- ・JR本竜野駅周辺については、IT関連業などの業務施設や教育文化施設を誘導し、業務拠点づくりを目指します。
- ・四箇・大道地区については、計画的な沿道商業・業務施設の誘導を図るため、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用した整備を推進し、市街化区域への編入を検討します。

- ・龍野地区については、観光拠点の形成を目指すために、既存商店に加え新たな商業施設を誘導し、JR本竜野駅からの観光ルートや観光駐車場を整備します。

【流通業務拠点】

山陽自動車道龍野西IC周辺の市街地及び播磨龍野企業団地は、交通の利便性を生かした流通業務施設や高次生産施設の立地促進を図ります。

播磨龍野企業団地の北側、山陽自動車道龍野西ICの西側に地区計画制度などを活用した企業誘致を検討します。

(3) 都市施設整備の方針

- ・JR東鯨崎駅については、利用者の利便性の向上を図るため、駅舎の整備を進め、交通結節点の機能強化と併せた周辺整備を推進します。
- ・(都)龍野中央幹線については、山陽自動車道龍野ICから門前西交差点までの4車線化を推進します。
- ・中心市街地の慢性的な交通渋滞緩和のため、(市)小宅揖西線交差点の改良及び(都)本龍野富永線、(都)龍野誉田線の整備を促進するとともに(仮)龍野新々大橋線の整備に向けて検討します。
- ・浸水対策として林田川及び山根川改修を促進するとともに、揖保中排水樋門等の整備を推進します。
- ・総合治水対策として、浸水被害実績のある北龍野、中井、揖保中地区について、雨水幹線等の整備を推進します。

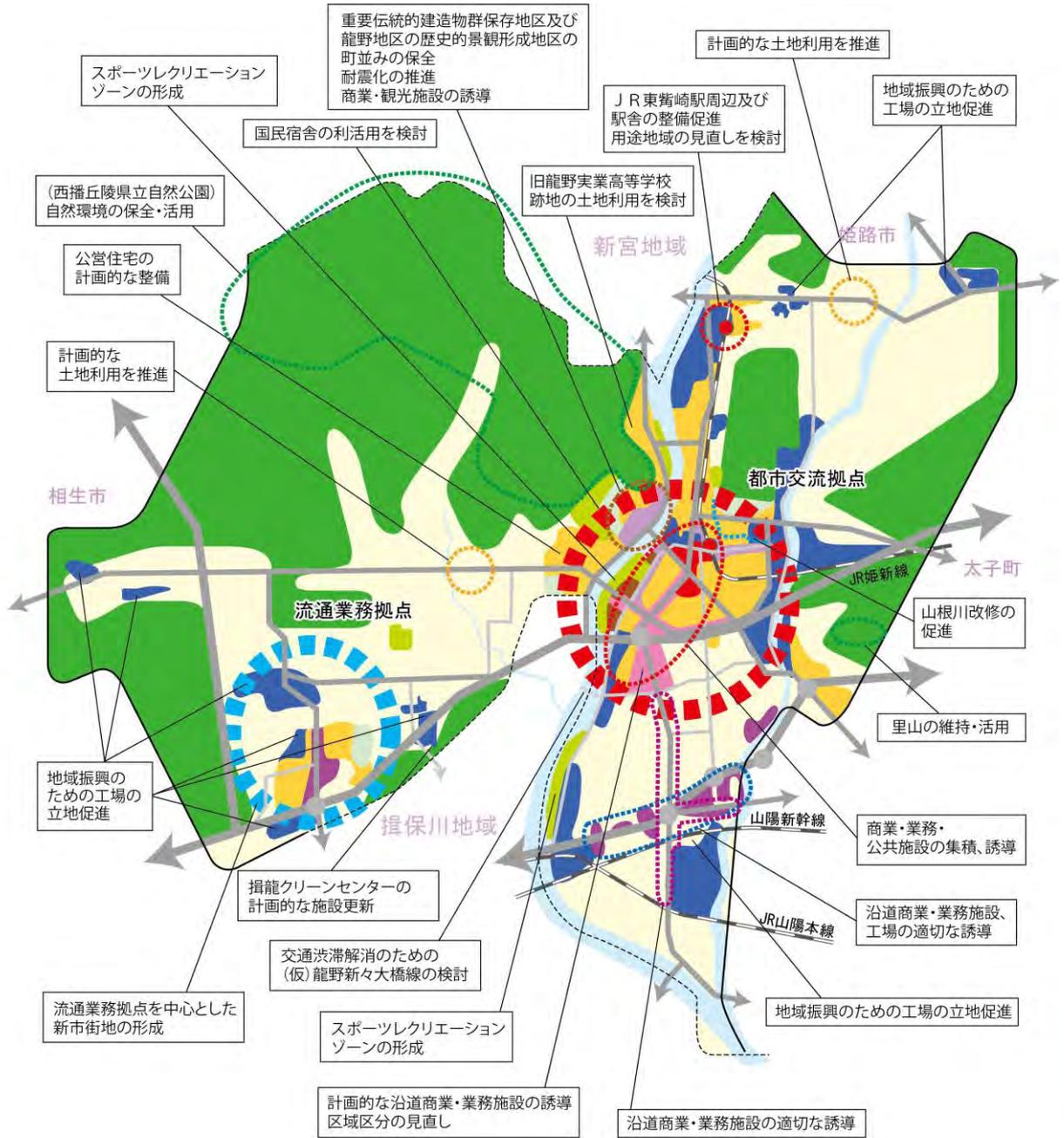
(4) 景観形成及び都市環境の方針

- ・市街地の周囲にある鷄籠山、的場山等については、緑地の景観保全に努めます。
- ・揖保川、林田川や山根川などの改修に際しては、動植物の生態系や水辺の親水性に配慮した水辺空間の確保により、快適な環境づくりに努めます。
- ・幹線道路における高木や低木の植栽、工場や商業施設での緑地化、市民・事業者との協力による沿道緑化を推進します。
- ・揖保川右岸の龍野地区は兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく歴史的景観形成地区に指定、当該地区の一部は重要伝統的建造物群保存地区にも選定されており、歴史的町並みと良好な居住環境の維持保全を図りつつ、無電柱化を検討します
- ・公共交通の利用によるCO2排出量の削減、再生可能エネルギーの導入等による省資源、省エネルギー及び創エネルギー活動の推進、ごみの減量化、再資源化などを行い、都市の環境負荷の軽減に努めます。

(5)都市防災の方針

- ・損保川、林田川、山根川などの河川改修を促進し、河川氾濫対策や内水対策を推進します。
- ・住宅密集地の狭あい道路については、災害時における消火活動、避難空間としての役割を果たすよう改善に努めます。
- ・災害危険箇所などについては、土砂災害警戒区域等の指定に応じて兵庫県に防災工事を働きかけ、市民の安全な生活の確保に努めます。
- ・歴史的景観形成地区及び重要伝統的建造物群保存地区については、防災計画の策定に向けた調査を行い、歴史的町並みの保全に努めます。
- ・山崎断層帯地震などが危惧されるため、交通基盤の耐震化や建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに避難路などの防災基盤施設の整備を推進します。
- ・市役所、各総合支所等を市の防災活動の拠点とし、一体的な市の防災インフラとして強化充実に努めます。
- ・ハザードマップによる危険箇所の周知を行うとともに災害時などに正確かつ迅速に情報伝達し、被害を最小限に止めるため、防災行政無線の有効活用に努めます。

龍野地域 地域別構想図



凡例			
拠点商業業務地		田園環境保全地	
商業業務地		自然環境保全地(山地系)	
工業地		自然環境保全地(河川系)	
複合住宅地		広域幹線道路	
一般住宅地		主要幹線道路	
専用住宅地		都市幹線道路	
流通業務地		鉄道	
学術研究地		行政区区域界	
公園・緑地		地域界	
公共地		都市計画区域界	

2. 新宮地域

まちづくりの目標

(1) 地域の現況

新宮地域は、市の北に位置し、東は姫路市、西は佐用町・上郡町・相生市、北は宍粟市に接しており、西端部には、先端科学技術産業、学術研究、良好な住環境などの機能が集積した播磨科学公園都市が位置しています。

本地域の約7割を山林が占め、揖保川と栗栖川周辺に広がる平地部に市街地や集落地、農地などが広がり、JR播磨新宮駅周辺が、地域の中心となっています。

また、播磨科学公園都市は、隣接する上郡町・佐用町と密接な連携のもと、産・学・住・遊の機能が一体的に整備されています。

(2) まちづくりのテーマ

～最先端科学技術を背景に緑と産業が共存するまち～

(3) まちづくりの目標

◆高度産業が集積する都市づくり

『人と自然と科学が調和する高次元機能都市』をトータルコンセプトとして、ものづくり企業等の集積を中心に、優れた研究環境、快適な居住環境、余暇機能など、産・学・住・遊の機能を総合的に備えた、定住自立圏構想の核となる都市づくりを目指します。

◆多様な地域資源と連携した魅力ある拠点づくり

JR播磨新宮駅周辺については、宍粟市及び佐用町などとの交流拠点にふさわしい快適環境のまちとして都市機能の充実を図るとともに、播磨科学公園都市や龍野北高等学校、地域産業と連携した魅力ある交流拠点づくりを目指します。

◆水と緑が調和するだれもが住み続けられるまちづくり

揖保川、栗栖川、角亀川などの河川や山林、田園等の自然と調和したゆとりある居住環境の形成を目指すとともに、営農組合等の活動の促進により、農林水産業の発展するまちづくりを目指します。

まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 住宅地

- ・市街地のJR姫新線と国道179号に挟まれた地区周辺を複合住宅地とし、市街地にふさわしい商業施設と住宅が調和した居住環境の形成を目指します。
- ・市街地周辺の住宅地を一般住宅地とし、小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、居住環境の保全に努めます。
- ・播磨科学公園都市内の良好な低層住宅地を専用住宅地とし、自然と調和した快適な居住環境の形成を目指します。

2) 商業地

- ・JR播磨新宮駅南から国道179号の南側の栗栖川周辺に至る地区を商業地とし、多様な商業施設の集積や都市的機能の充実を図ります。

3) 工業地

- ・JR播磨新宮駅周辺や市街地西部の国道179号沿道及び地域に点在する大規模な工場を工業地とするとともに、既存の工場の移転や拡張に対応するため、周辺の居住環境や営農環境に配慮した新たな工業地の形成を検討します。
- ・揖龍南北幹線道路の整備に伴い、交通利便性が向上する沿道地の土地利用を検討します。
- ・大屋地区、下笹地区については、地区計画制度の活用により地域産業に資する工場の誘導を検討します。
- ・栗町地区、鍛冶屋地区については、播磨自動車道播磨新宮ICを活用した産業の立地を促進します。
- ・香山家氏地区については、農地を活用した産業の立地を検討します。
- ・国道179号沿道の船渡地区、平野地区については、災害の危険性を考慮しつつ土地利用の動向や地元の意向を見据え、必要に応じて地域産業の発展に資する工場の立地を検討します。

4) 学術研究地

- ・播磨科学公園都市を学術研究地とし、先端科学技術産業、学術研究施設や医療・健康福祉施設の誘導を促進します。

5) 公園緑地

- ・新宮宮内遺跡公園、東山公園、西山公園、新宮リバーパーク、越部西公園や牧運動公園を公園緑地とし、魅力ある公園として各施設と連携したネットワークの形成を目指します。
- ・市民の身近なレクリエーション需要に対応しつつ、災害時のオープンスペースとして重要な役割を担う都市公園の充実を図ります。

6) 公共地

- ・新宮小学校の西側に北学校給食センターを整備するとともに、周辺の新宮総合支所、新宮スポーツセンター、新宮図書館等の公共施設を公共地とし、市街化区域への編入を検討します。
- ・道の駅しんぐう周辺の公共施設、小・中・高等学校、認定こども園等を公共地としつつ、統廃合を視野に入れた施設の適正化、施設機能の充実に努めます。
- ・旧新宮高等学校跡地については、都市交流拠点のにぎわいに資する利活用を検討します。

7) 田園環境保全地

- ・揖保川、栗栖川周辺に広がる田園と点在する集落が一体となって優れた田園環境を形成している地域を田園環境保全地とし、農業生産基盤の整備を計画的に進め、営農組合活動の推進や農産物のブランド化、6次産業化などを推進し、農地の保全と効率的な利用を図るとともに、良好な集落環境の維持・保全に努めます。
- ・市街化調整区域については、人口減少、少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用した計画的な土地利用を推進します。
- ・越部小学校の周辺地については、特別指定区域制度による定住促進に努めます。
- ・鶯崎地区については、地区計画制度を活用したゆとりある良好な住宅地の形成を検討します。

8) 自然環境保全地

- ・栗栖川上流域の山林については、生産基盤整備などによる林業の活性化を図るとともに、緑条例により自然と調和した地域環境の形成を目指します。
- ・市街地の背景となる山林の保全を図るとともに、城山周辺の西播丘陵県立自然公園、まほろばの森の里山林などの区域は、恵まれた歴史資源や森林資源を活用した自然とのふれあいの場としての維持・活用に努めます。
- ・揖保川、栗栖川などの河川については、防災上の観点から河川改修を促進するとともに、河川敷については、親水性を重視したスポーツレクリエーション空間としての活用に努めます。

(2) 市街地整備の方針

【都市交流拠点】

JR播磨新宮駅を中心とした市街地を本市の地域核とし、宍粟市や佐用町などとの交流拠点にふさわしい商業・業務、教育文化、行政機能などの多様な施設の集積や都市的機能の充実を図るとともに、良好な居住環境の形成を図るため、道路や河川などの都市施設の整備を進め、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

住居系

- ・新宮小学校の東側の市街化区域内農地については、既存市道の整備を検討し、良好な住宅地の形成を目指します。
- ・井野原地区については、民間活力を誘導し、良好な住宅地の形成を目指します。

商業系

- ・JR播磨新宮駅南から国道179号の南側の栗栖川周辺に至る旧新宮高等学校跡地を含めた地区を「近隣商業ゾーン」として位置づけ、地域住民を対象とした商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、商業施設立地の環境づくりを目指します。

【新都市交流拠点(播磨科学公園都市)】

『人と自然と科学が調和する高次元機能都市』をトータルコンセプトに、他の地域と有機的かつ密接な連携の下に、地区計画制度等を活用し、優れた先端科学技術、学術研究機能、医療・健康福祉施設や快適な居住環境、余暇、文化など産・学・住・遊の機能が一体的に整備された、定住自立圏構想の核となる都市づくりを目指します。

住居系

- ・住宅地については、地区計画制度を活用し、潤いのある居住空間の形成を目指します。

工業系

- ・大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー施設SACLA、ニュースバル放射光施設などの積極的な活用により、研究開発型産業や先端技術関連企業の誘導に努めるとともに、本市の地域産業への波及を促進します。
- ・県立粒子線医療センター、県立西播磨総合リハビリテーションセンターなど医療・健康福祉の高度な治療施設や研究機関の誘導を図ります。

(3) 都市施設整備の方針

- ・JR大鳥踏切以北の揖龍南北幹線道路の整備を兵庫県とともに推進します。
- ・JR播磨新宮駅から県立龍野北高等学校に至る地区については、栗栖川河川改修と併せて誰もが安心安全に通行できる道路の整備を推進します。
- ・国指定史跡である新宮宮内遺跡は、都市公園として維持管理しながら、歴史学習や古代体験などを展開し、開放された市民の憩いの場としての活用を目指します。
- ・中国横断自動車道姫路鳥取線((都)姫路鳥取自動車道)の活用を促進します。
- ・西栗栖地区と宍粟市を結ぶ(主)相生宍粟線の早期開通を兵庫県に働きかけます。
- ・総合治水対策として栗栖川の河川改修を促進するとともに、宮内川周辺地区における雨水幹線等の整備を推進します。

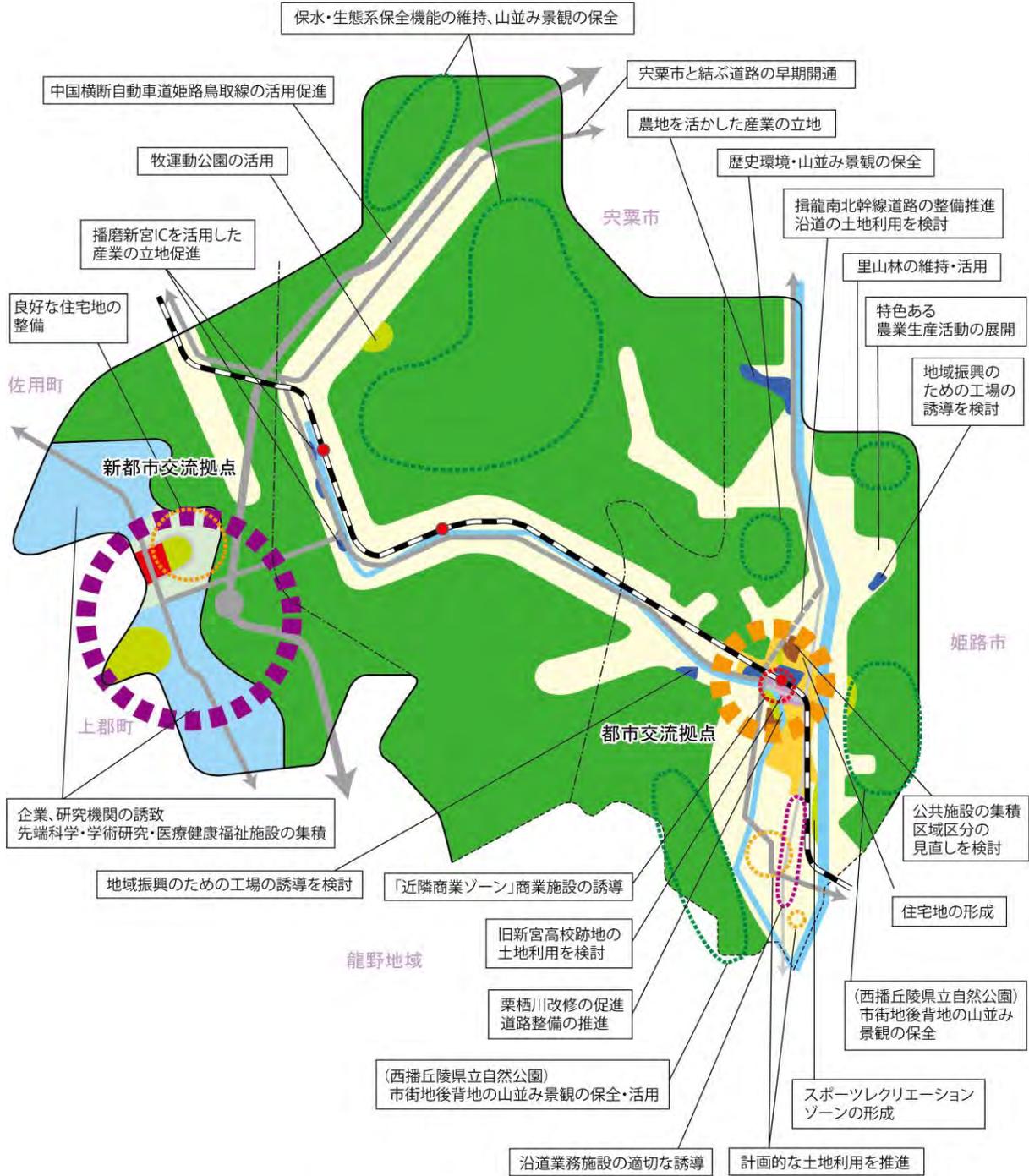
(4) 景観形成及び都市環境の方針

- ・揖保川、栗栖川などの河川や都市公園、西播丘陵県立自然公園などの公園緑地については、潤いのある豊かな自然景観を保全します。
- ・幹線道路における高木や低木の植栽、工場や商業施設での緑地化、市民、事業者との協力による沿道緑化を推進します。
- ・公共交通の利用によるCO2排出量の削減、再生可能エネルギーの導入等による省資源、省エネルギー及び創エネルギー活動の推進、ごみの減量化、再資源化などを行い、都市の環境負荷の軽減に努めます。

(5) 都市防災の方針

- ・揖保川、栗栖川の河川改修を促進し、河川氾濫対策や内水対策を推進します。
- ・住宅密集地の狭あい道路については、災害時における消火活動、避難空間としての役割を果たすよう改善・促進に努めます。
- ・災害危険箇所などについては、土砂災害警戒区域等の指定に応じて兵庫県に防災工事を働きかけ、市民の安全な生活の確保に努めます。
- ・山崎断層帯地震などの発生が危惧されるため、交通基盤の耐震化や建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに避難路などの防災基盤施設の整備を推進します。
- ・市役所、各総合支所等を市の防災活動の拠点とし、一体的な市の防災インフラとして強化充実に努めます。
- ・ハザードマップによる危険箇所の周知を行うとともに、災害時などに正確かつ迅速に情報伝達し、被害を最小限に止めるため、防災行政無線の有効活用に努めます。

■ 新宮地域 地域別構想図



凡例			
拠点商業業務地		田園環境保全地	
商業業務地		自然環境保全地(山地系)	
工業地		自然環境保全地(河川系)	
複合住宅地		広域幹線道路	
一般住宅地		主要幹線道路	
専用住宅地		都市幹線道路	
流通業務地		鉄道	
学術研究地		行政区境界	
公園・緑地		地域界	
公共地		都市計画区域界	

3. 揖保川地域

まちづくりの目標

(1) 地域の現況

揖保川地域は、市の中央から南に位置し、西は相生市に接しており、JR山陽本線及び国道2号が本地域を横断していることから姫路都市圏への通勤や通学のベッドタウンとしての性格が強い地域です。

JR竜野駅周辺には、比較的小規模の宅地開発が相次ぎ、住宅、田畑が混在していますが、駅周辺整備事業により道路や公園が整備されつつあります。

(2) まちづくりのテーマ

～理想の居住環境と交流の場に人々が集うまち～

(3) まちづくりの目標

◆交通利便性を生かした交流拠点づくり

JR竜野駅や国道2号が横断する交通利便性を生かし、沿道商業・業務施設及び流通業務施設等の立地促進による活力あるまちづくりを目指します。

自然と調和し、都市基盤施設が整った快適で安心して暮らせる居住環境の形成を目指します。

◆水と緑を生かした体験型レクリエーションによる自然と共存するまちづくり

揖保川河川敷緑地や里山散策道など自然環境と触れ合えるレクリエーションや揖保川グラウンドの整備の促進によるスポーツ環境の充実など、多様なレクリエーション空間の形成を目指します。

◆工業・農業の振興による活力あるまちづくり

地域に点在する既存の工場の発展を促進するとともに、交通利便性を生かした新たな産業の立地誘導を検討します。

農産物のブランド化、営農組合、直売所等による農業活性化と生産者と消費者の交流による地域活性化を目指します。

まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 住宅地

- ・JR竜野駅北東側を複合住宅地とし、市街地にふさわしい商業・業務施設と住宅が調和した居住環境の形成を目指します。
- ・JR竜野駅南東側の住宅地を一般住宅地とし、小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として居住環境の保全に努めます。
- ・JR竜野駅北西側及び南西側の戸建住宅を中心とした低層住宅地を専用住宅地とし、ベッドタウンとして良好な居住環境の維持保全に努めます。

2) 商業地

- ・JR竜野駅周辺及び市街地の国道2号沿道を商業・業務地とし、多様な商業・業務施設の集積や都市的機能の充実に努めます。

3) 流通業務地

- ・市街地西部から大門交差点に至る国道2号沿道については、山陽自動車道龍野西ICが近接する交通利便性を生かし、流通業務施設等の誘導を図りつつ、開発が可能な周辺地域を含め沿道型商業施設等の誘導も検討します。

4) 工業地

- ・市街地東部や本地域に点在する既存の工場を工業地とするとともに、周辺の居住環境や営農環境に配慮した工業地の形成を目指します。
- ・片島地区、大門地区、馬場地区については、新たな地域振興のための工場の立地を促進します。
- ・原地区については、地区計画制度などを活用した企業誘致を検討します。

5) 公園緑地

- ・揖保川グラウンド、揖保川河川敷のきらめきスポーツ公園、せせらぎ公園などを公園緑地とし、魅力ある公園としてスポーツレクリエーション機能の充実に図り、各施設と連携したネットワークの形成を目指します。
- ・市民の身近なレクリエーション需要に対応しつつ、災害時のオープンスペースとして重要な役割を担う都市公園の充実に図ります。
- ・神部黍田公園を公園緑地とし、新たな交流の場、レクリエーションの場として活用します。

6) 公共地

- ・損保川総合支所、総合文化会館、小・中学校、認定こども園等の公共施設を公共地としつつ、統廃合を視野に入れた施設の適正化、施設機能の充実に努めます。

7) 田園環境保全地

- ・地域の北部と南部の平野部に広がる田園と点在する集落が一体となって優れた田園環境を形成している地域を田園環境保全地とし、農業生産基盤の整備を計画的に進め、営農組合活動の推進や農産物のブランド化、6次産業化などを推進し、農地の保全と効率的な利用・活性化を図るとともに、良好な集落環境の維持・保全に努めます。
- ・市街化調整区域については、人口減少、少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用した計画的な土地利用を推進します。
- ・半田小学校の周辺地については、地区計画制度や特別指定区域制度による定住促進のための新たな住宅地などの確保を検討します。

8) 自然環境保全地

- ・市街地の背景となる山林の保全を図るとともに、ヤッホの森の里山林区域や大正池周辺の山林は、恵まれた自然資源を活用したふれあいと安らぎの場としての維持・活用に努めます。
- ・損保川の河川敷については、親水性を重視したレクリエーション空間としての活用に努めます。

(2) 市街地整備の方針

【都市交流拠点】

JR竜野駅を中心とした市街地を本市の地域核とし、優れた交通利便性を生かし、商業・業務、教育文化、行政機能などの多様な施設の集積や都市機能の充実に努めるとともに、良好な居住環境の形成を図るため、道路や公園などの都市施設の整備を進め、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

住居系

- ・駅南の黍田地区、山津屋地区については、駅周辺地区にふさわしい良好な住宅地の形成を促進します。

商業系

- ・JR竜野駅周辺及び国道2号沿道地区を「近隣商業ゾーン」として位置づけ、当地域を対象とした商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、商業・業務施設の立地環境づくりを推進します。

- ・JR竜野駅周辺地区については、駅前南北広場や都市計画道路の整備をはじめとする駅周辺の整備を推進します。

(3) 都市施設整備の方針

- ・JR竜野駅周辺整備に伴い駅へのアクセス道路の整備を推進し、正條交差点及び踏切周辺の慢性的な交通渋滞緩和のため、交差点改良を含む都市計画道路の見直し及び整備を促進します。
- ・片島土師線の整備を推進します。
- ・(仮)龍野新々大橋線の整備を検討します。
- ・はりま・ふれあいロードについては、未着手工区である揖保川町原～馬場間の早期事業化を兵庫県に働きかけます。
- ・総合治水対策として馬路川排水機場の機能強化、前川及び瀬戸川の河川改修を促進するとともに、半田神部中央雨水幹線をはじめとする雨水幹線等の整備を推進します。

■ JR竜野駅周辺方針図



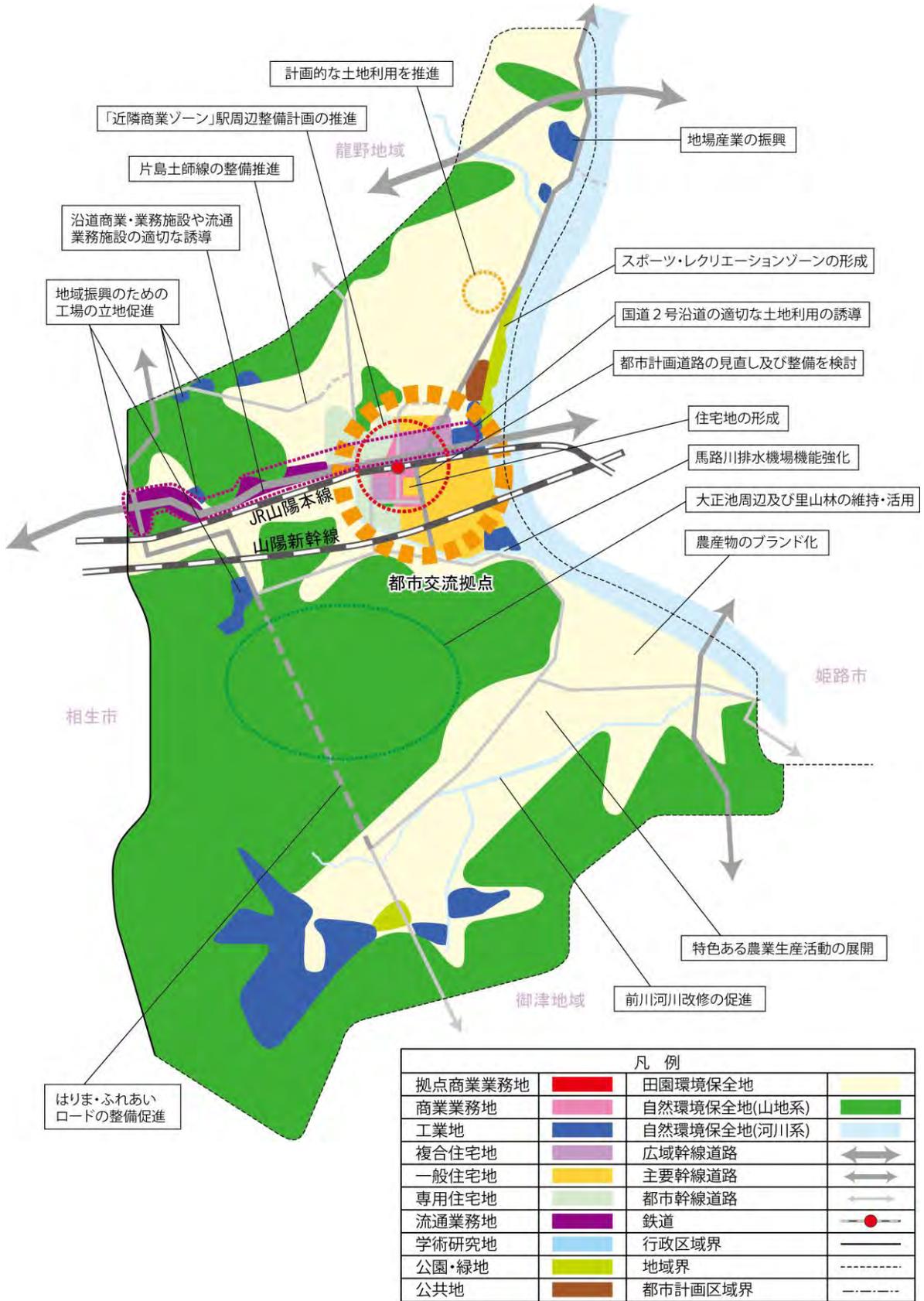
(4) 景観形成及び都市環境の方針

- ・市街地周辺部の山林を中心とした自然環境を保全します。
- ・損保川河川敷緑地、街区公園などの公園緑地や国指定重要文化財の永富家住宅については、潤いのある豊かな自然景観を保全します。
- ・幹線道路における高木や低木の植栽、工場や商業施設での緑地化、市民・事業者との協力による沿道緑化を推進します。
- ・公共交通の利用によるCO2排出量の削減、再生可能エネルギーの導入等による省資源、省エネルギー及び創エネルギー活動の推進、ごみの減量化、再資源化などを行い、都市の環境負荷の軽減に努めます。

(5) 都市防災の方針

- ・損保川、馬路川、前川などの河川改修を促進し、河川氾濫対策や内水対策を推進します。
- ・住宅密集地の狭あい道路については、災害時における消火活動、避難空間としての役割を果たすよう改善・促進に努めます。
- ・災害危険箇所などについては、土砂災害警戒区域等の指定に応じて兵庫県に防災工事を働きかけ、市民の安全な生活の確保に努めます。
- ・山崎断層帯地震などが危惧されるため、交通基盤の耐震化や建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに避難路などの防災基盤施設の整備を推進します。
- ・市役所、各総合支所等を市の防災活動の拠点とし、一体的な市の防災インフラとして強化充実に努めます。
- ・ハザードマップによる危険箇所の周知を行うとともに、災害時などに正確かつ迅速に情報伝達し、被害を最小限に止めるため、防災行政無線の有効活用に努めます。

■ 揖保川地域 地域別構想図



4. 御津地域

まちづくりの目標

(1) 地域の現況

御津地域は、市の南端に位置し、東は姫路市、西は相生市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

本地域は、室津、岩見漁港を中心とした水産業とともに農業が重要な基幹産業であり、市街地については、国道250号沿道の釜屋・苅屋地区を中心に形成されています。

また、関西随一の干潟である新舞子浜や綾部山梅林等は、瀬戸内海国立公園に指定されているほか、室津地区には、賀茂神社、浄運寺をはじめとする歴史的文化財があり、また、この地区は、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく歴史的景観形成地区に指定されていることから、北前船寄港地・船主集落として日本遺産に認定された歴史的な町並みが残っています。

(2) まちづくりのテーマ

～海と山、自然と触れ合える観光レクリエーションのまち～

(3) まちづくりの目標

◆海の風景や歴史的町並みを生かした観光地づくり

瀬戸内海国立公園における新舞子浜や綾部山梅林などの自然景観、社殿等が国の重要文化財となっている室津の賀茂神社及び北前船寄港地・船主集落として日本遺産に認定された歴史的町並みの保全、活用による魅力ある観光拠点づくりを目指します。また、道の駅みつを観光・情報交流拠点としての機能充実に努め、各種イベントの展開による総合的な観光レクリエーションづくりを目指します。

◆水と緑に調和した人にやさしいまちづくり

揖保川や瀬戸内海、山林など緑あふれる空間に調和したゆとりと潤いある居住環境の形成を目指します。

◆魅力的な農水産物による交流づくり

室津、岩見漁港で漁獲される海産物や干拓地の成山新田で収穫される野菜のブランド化や付加価値化を図り、道の駅みつと連携した安全安心で魅力的な農水産物の提供、また農水産物を生かした地域の活性化及び生産者と消費者の交流によるまちづくりを目指します。

まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 住宅地

- ・国道250号沿道や御津総合支所周辺等を複合住宅地とし、市街地にふさわしい沿道商業・業務施設と住宅が調和した居住環境の形成を目指します。
- ・御津総合支所周辺や国道250号沿道の背後地などの住宅地を一般住宅地とし、小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、居住環境の保全に努めます。
- ・市街地周辺部の戸建住宅を中心とした低層住宅地を専用住宅地とし、良好な居住環境の維持、保全に努めます。
- ・室津地区の景観形成地区については、歴史的町並みを保全するとともに、耐震補強などの防災面にも配慮した居住環境の形成を目指します。

2) 工業地

- ・苅屋地区の揖保川中州の南部にある工場及び国道250号沿道地区の既存工場を工業地とし、引き続き工業用地としての土地利用を図ります。

3) 公園緑地

- ・御津町北部運動公園、御津町西部運動公園や瀬戸内海国立公園区域の御津自然観察公園(世界の梅公園)などを公園緑地とし、各観光スポットと連携したネットワークの形成を目指します。
- ・市民の身近なレクリエーション需要に対応しつつ、災害時のオープンスペースとして重要な役割を担う都市公園の充実を図ります。

4) 公共地

- ・御津総合支所、たつの市民病院、小・中学校、認定こども園等の公共施設を公共地としつつ、統廃合を視野に入れた施設の適正化、施設機能の充実に努めます。
- ・道の駅みつを観光・情報交流拠点としての機能充実に努めます。
- ・釜屋地区の御津学校給食センター及び旧御津保健センターについては、特別指定区域制度等を活用した跡地利用を検討します。
- ・遊休施設を活用した特色ある生産活動を検討し、水産業の活性化及び地域の活力維持を目指します。

5) 田園環境保全地

- ・成山新田や平野部に広がる田園と点在する集落が一体となって優れた田園環境を形成している地域を田園環境保全地とし、農業生産基盤の整備を計画的に進め、営農組合活動の推進や農産物のブランド化、6次産業化などを推進し、農地の保全と効率的な利用を図るとともに、良好な集落環境の維持・保全に努めます。
- ・市街化調整区域については、人口減少、少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用した計画的な土地利用を推進します。
- ・稜岩地区については、地区計画制度を活用したゆとりある良好な住宅地の形成を検討します。

6) 自然環境保全地

- ・市街地の背景となる山林の保全を図るとともに、みはらしの森の里山林区域は、恵まれた自然資源を活用した自然とのふれあいの場としての維持・保全に努めます。
- ・瀬戸内海国立公園にある御津自然観察公園(世界の梅公園)や綾部山梅林などについては、民間活力を誘導し自然散策や野営、展望景観の整備など観光資源としての積極的な活用を促進します。
- ・揖保川や富島川などの河川については、自然景観の保全に努めます。
- ・歴史的景観形成地区に指定されている室津地区、室津漁港、岩見漁港、「七曲り」と呼ばれる美しいリアス式海岸、大浦海岸及び新舞子浜を保全するとともに、歴史散策や自然景観を満喫できる観光、レクリエーション空間の形成を目指し、滞在交流型観光施設の立地等により観光地としてのにぎわいと活性化を図ります。
- ・新舞子浜周辺については、ロケーションの良さを生かし、観光資源を活用した施設を誘導します。

(2) 市街地整備の方針

【都市交流拠点】

御津総合支所周辺を中心とした市街地を本市の地域核とし、商業・業務、教育文化、行政機能などの多様な施設を集積させ、良好な居住環境の形成を図るため、道路や河川などの都市施設の整備を進め、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

商業系

- ・御津総合支所周辺や国道250号沿道地区を「近隣商業ゾーン」として位置づけ、当地域を対象とした商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、沿道商業施設の立地環境づくりを目指します。

(3) 都市施設整備の方針

- ・御津運動場は、計画的な施設の再配置を検討しつつ、「梅と潮の香マラソン大会」などの開催により、観光・スポーツレクリエーションゾーンの形成を目指します。
- ・新舞子浜の保全に努め、また雨水・高潮対策、急傾斜地の崩壊防止対策など総合的な防災対策を促進します。
- ・播磨灘を眺望する道の駅みつは、特産品の販売をはじめとして、本地域を中心とした観光拠点の形成を目指します。
- ・室津漁港、岩見漁港整備を推進し、生産基盤の整備、漁業生産力の向上を目指します。

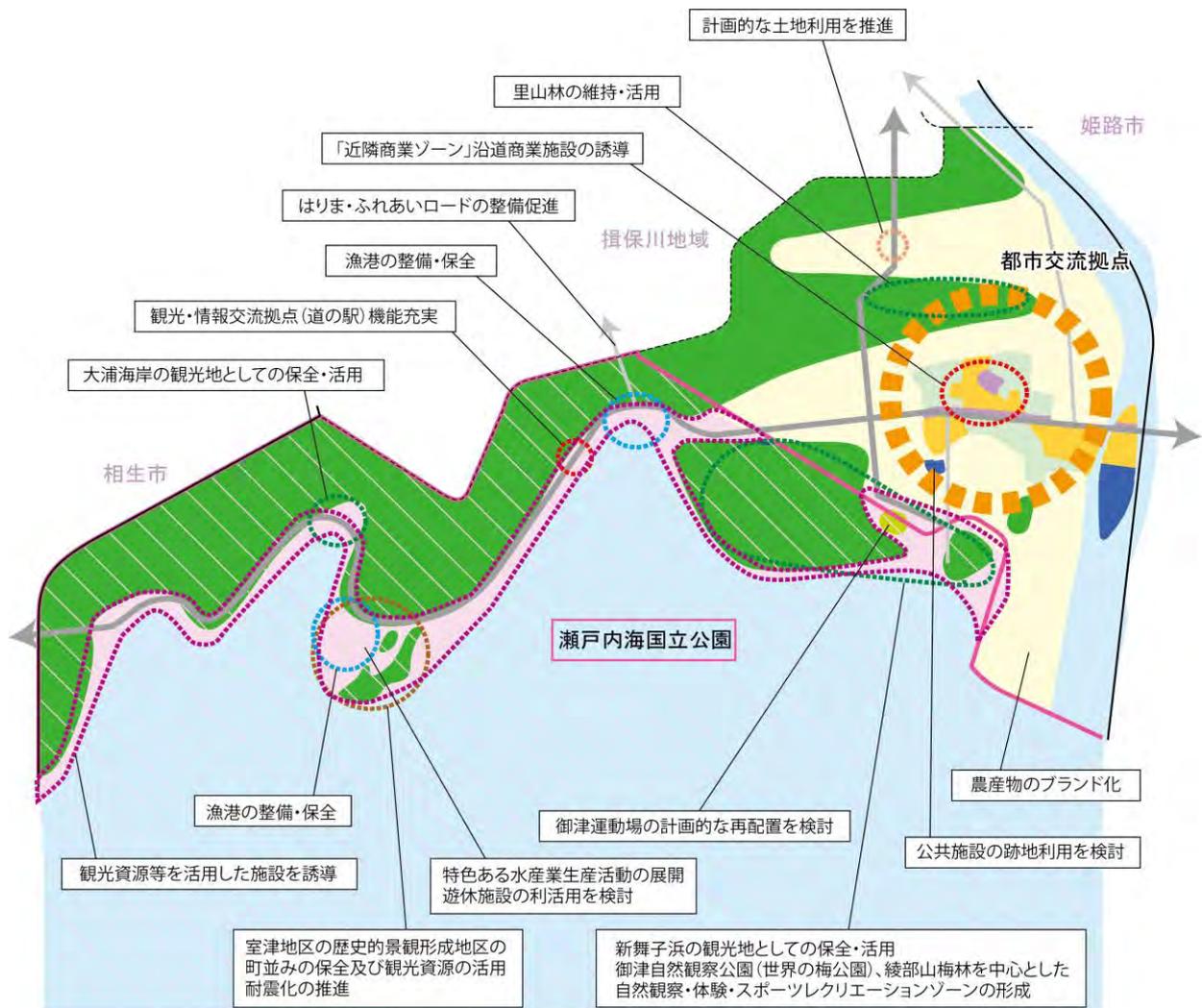
(4) 景観形成及び都市環境の方針

- ・損保川や瀬戸内海国立公園などの海岸部と都市公園などの公園緑地については、潤いのある豊かな自然景観を保全します。
- ・室津地区の歴史的景観形成地区における賀茂神社などの歴史的遺産や漁港の町並みの保全と活用に努めます。
- ・公共交通の利用によるCO2排出量の削減、再生可能エネルギーの導入等による省資源、省エネルギー及び創エネルギー活動の推進、ごみの減量化、再資源化などを行い、都市の環境負荷の軽減に努めます。

(5) 都市防災の方針

- ・富島川の改修や岩見漁港、室津漁港の堤防・護岸等整備を促進し、河川氾濫対策、高潮対策や内水対策を推進します。
- ・住宅密集地の狭あい道路については、災害時における消火活動、避難空間としての役割を果たすよう改善に努めます。
- ・災害危険箇所などについては、土砂災害警戒区域等の指定に応じて兵庫県に防災工事を働きかけ、市民の安全な生活の確保に努めます。
- ・室津地区の歴史的景観形成地区については、昔ながらの町並みを保全しつつ、高潮対策や内水対策、耐震補強工事の整備を推進します。
- ・山崎断層帯地震や南海トラフ地震による被害などが危惧されるため、交通基盤の耐震化、建築物の不燃化・耐震化や津波・高潮対策を促進するとともに、避難場所・避難経路などの防災基盤施設の整備を推進します。
- ・市役所、各総合支所等を市の防災活動の拠点とし、一体的な市の防災インフラとして強化充実に努めます。
- ・ハザードマップによる危険箇所の周知を行うとともに、災害時などに正確かつ迅速に情報伝達し、被害を最小限に止めるため、防災行政無線の有効活用に努めます。

■ 御津地域 地域別構想図



凡 例			
拠点商業業務地		田園環境保全地	
商業業務地		自然環境保全地(山地系)	
工業地		自然環境保全地(河川系)	
複合住宅地		自然環境保全地(海辺系)	
一般住宅地		広域幹線道路	
専用住宅地		主要幹線道路	
流通業務地		都市幹線道路	
学術研究地		鉄道	●
公園・緑地		行政区域界	
公共地		地域界	
		都市計画区域界	

第5章 まちづくり推進方針

1. 都市計画マスタープランの都市計画制度等への反映と活用

都市計画マスタープランに則したまちづくりを進めるために、区域区分、用途地域、特別用途地区、都市計画道路、都市計画公園、地区計画等、都市計画制度の適切な活用を図ります。

また、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるために、住民主体のまちづくりに関する諸制度を活用します。

さらに、本都市計画マスタープランは、20年間という長期間にわたる方針であることから、社会情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

今回は、10年目の中間にあたる年として、これまでの成果を踏まえた改定を行います。

2. 市民と行政の協働のまちづくり

都市計画マスタープランに掲げた内容は、土地利用の規制誘導手法や都市施設の整備など都市計画制度により実施していくことを基本とした「まちづくりの整備方針」ですが、これらは市民の生活に大きな影響を及ぼすため、市民の合意や協力なくしては進めることはできません。

このため、都市計画マスタープランをホームページ等により周知し、都市計画やまちづくりに関する情報を積極的に公開、提供することで、計画に対する理解と関心を高め、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていきます。

3. 上位計画等と都市計画マスタープランの関係

都市計画マスタープランは、策定時における県の上位計画に則し策定しています。

広域的な観点から行われる土地利用の規制誘導、都市計画事業等の推進に当たっては、国、県、周辺市町及び関係機関等との連携、調整のもと推進していきます。

また、上位計画の見直しの時期、内容との調整を図りつつ、都市計画マスタープランを見直していきます。

たつの市都市計画マスタープラン
令和3年(2021年)12月 改定
発行 たつの市
編集 都市政策部都市計画課
〒679-4192
たつの市龍野町富永 1005 番地 1
TEL 0791-64-3131(代表)
FAX 0791-63-2594



たつの市

